

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年8月7日

【四半期会計期間】 第89期第1四半期(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

【会社名】 株式会社河合楽器製作所

【英訳名】 KAWAI MUSICAL INSTRUMENTS MANUFACTURING CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 河合弘隆

【本店の所在の場所】 静岡県浜松市中区寺島町200番地

【電話番号】 053 - 457 - 1242

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 執行役員 総合企画部長 金子和裕

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木一丁目36番4号 全理連ビル  
株式会社河合楽器製作所 関東支社

【電話番号】 03 - 3379 - 2221

【事務連絡者氏名】 執行役員 国内営業本部 関東支社長 星井広幸

【縦覧に供する場所】 株式会社河合楽器製作所 関東支社  
(東京都渋谷区代々木一丁目36番4号 全理連ビル)

株式会社河合楽器製作所 中部支社  
(名古屋市中区丸の内三丁目5番33号 名古屋有楽ビル)

株式会社河合楽器製作所 関西支社  
(大阪府中央区備後町三丁目3番9号 備後町コイズミビル)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第88期 第1四半期 連結累計期間	第89期 第1四半期 連結累計期間	第88期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高 (百万円)	15,017	15,490	66,342
経常利益 (百万円)	8	155	1,940
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期純損失( ) (百万円)	165	16	1,054
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	308	105	2,156
純資産額 (百万円)	16,294	17,811	18,281
総資産額 (百万円)	42,551	45,114	45,205
1株当たり四半期(当期)純利益金額 又は四半期純損失金額( ) (円)	19.58	1.97	125.62
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	38.22	39.38	40.34

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税)は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 平成26年10月1日付で10株につき1株の割合で株式併合を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額を算定しております。
5. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益又は四半期純損失( )」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失( )」としております。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における日本経済は、円安基調の継続や原油安の影響もあり緩やかに景気回復の動きがみられるものの、世界経済については、中国経済の減速懸念や欧州におけるギリシャ債務問題の影響など不安要素も重なり、先行き不透明な状況で推移しました。

このような経営環境のもと、当社グループは、第4次中計経営計画の最終年度として、グローバルブランドの確立をはじめとし同計画に掲げる成長戦略と構造改革の遂行により、企業価値の向上に取り組んでおります。

当第1四半期は、収益力の拡大に向け、国内外でフラッグシップモデルの最高級グランドピアノ『Shigeru Kawai』を中心とした高付加価値商品の販売拡大に注力するとともに、営業基盤の強化やコスト改善に積極的に取り組みました。また業務提携をした学研グループとの協業にも力を入れ事業の拡大に努めました。

国内では、営業体制を刷新し、直営販売の強みを活かし教室・販売・アフターサービスを一体化したユニット体制を敷いてより強力な営業活動を展開するとともに、中核都市への店舗戦略としてカワイ大宮ショッップを6月に移転・リニューアルしました。海外においては、好調な電子ピアノの拡販に取り組むとともに、米国ヒューストンでの直営店展開の強化や、新興国におけるピアノの普及価格帯モデルの販売拡大を進めました。また、重要市場である中国においては、今後の中長期的な成長に向け、前期に設立した「河合音楽教育・中日友好交流基金」を通じて中日友好交流コンサートを日中両国で開催し、カワイブランドの認知拡大や信頼性の向上に努めました。

これらの結果、国内、海外での楽器販売の増加や円安による為替影響により、当第1四半期連結累計期間の売上高は15,490百万円（前年同期比473百万円増）となりました。営業利益につきましては、円安による仕入原価の上昇などにより11百万円（前年同期比3百万円増益）となり、経常利益は外貨建債権の評価替えに伴う為替差益の発生などにより155百万円（前年同期比147百万円増益）、親会社株主に帰属する四半期純利益は16百万円（前年同期比181百万円増益）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### （楽器）

楽器事業は、国内では『Shigeru Kawai』を中心にピアノの販売が増加し、電子ピアノについても主力のCNシリーズや新発売した木製鍵盤搭載モデル『CA17』が好調に推移し販売が増加しました。

海外においては、ピアノは北米で販売が伸長し、電子ピアノについては中国を中心に販売が増加しました。

この結果、売上高は為替影響もあり8,658百万円（前年同期比571百万円増）となりましたが、仕入原価の上昇などもあり、152百万円（前年同期比31百万円悪化）の営業損失となりました。

#### （教育関連）

教育関連事業は、重点戦略であるピアノコースの拡大や、教室の新設、運営効率の改善に積極的に取り組みましたが、生徒数の減少などにより、売上高は3,844百万円（前年同期比8百万円減）、営業利益は22百万円（前年同期比17百万円減益）となりました。

(素材加工)

素材加工事業は、金属事業におけるCVT(無段変速機)関連部品の受注は増加したものの、塗装事業における自動車内装部品の受注が減少したことなどにより売上高は2,556百万円(前年同期比61百万円減)となりました。営業利益は、生産効率の向上・原価低減などにより212百万円(前年同期比37百万円増益)となりました。

(情報関連)

情報関連事業は、IT機器の販売減少により、売上高は385百万円(前年同期比33百万円減)となり、営業損失は62百万円(前年同期比3百万円改善)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は、売掛金の減少などにより、45,114百万円(前期末比91百万円の減少)となりました。

負債合計は、未払金の増加などにより、27,303百万円(前期末比380百万円の増加)となりました。

純資産合計は、配当金の支払による利益剰余金の減少などにより、17,811百万円(前期末比470百万円の減少)となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者(以下「方針決定を支配する者」といいます。)の在り方について、基本的には、株主の自由な判断に基づいた当社株式の自由な取引を通じて決定されるべきものであると考えており、上場企業として多様な投資家に当社の株主となっていただき、また、その様々な意見を当社の財務及び事業の方針の決定に反映させることが望ましいと考えております。

昨今のが国の資本市場においては、経営陣の同意なく、会社支配権の取得を意図して株式を大量に買い付けようとする事例も少なくありません。このような買付けの中には、当社及び当社グループの顧客、取引先、地域社会、従業員等ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、株主に十分な判断の時間や判断の材料を与えないものなど、当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして望ましくない買付けが行われることも予想される状況にあります。

当社は、このような当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして、望ましくない買付けを行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主からの様々な意見を当社の財務及び事業の方針の決定に反映させるためには望ましくないものと考えております。

また、当社事業の軸は音楽・教育分野にあり、これらの事業は単にハードやソフトを提供することにとどまるものではなく、文化に深く関わる事業であると考えております。このような事業の運営においては、経済的側面のみならず、文化的側面も視野に入れたバランスのとれた経営姿勢が不可欠であると考えております。かかる観点から、方針決定を支配する者においては、このような経営姿勢についても、十分に理解していることが望ましいと考えております。

## 基本方針に関する取組み

### ( ) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、以下のような取組みを鋭意実行することが、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させることとなり、さらなる多様な投資家からの当社への投資を促進させ、結果として、上記の基本方針の実現に資するものであると考えております。

(a) 当社は、平成28年3月までの3ヵ年を対象期間とする「第4次中期経営計画」を、平成25年4月1日より遂行中であります。「第4次中期経営計画」では、事業の選択と集中を行い堅実な成長と利益の確保を図ることを基本方針に、構造改革による収益力のある成長企業を目指すとともに、国内楽器事業で培った三位一体体制のグローバルな展開に取り組んでおります。

(b) 当社は適切な組織体制の構築のために、以下の取組みを行っております。

当社は、意思決定の迅速化と経営陣の責任の明確化のために、執行役員制度を採用して業務執行と監督の分離に取り組むとともに、取締役の任期を1年として、ガバナンス体制の強化を図っております。

また当社は、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任し、取締役の業務執行の監督、監査に当たらせております。加えて、平成27年6月からは社外取締役を1名増員して2名とすることにより、さらなるガバナンスの強化を図ってまいります。

(c) 上記のほかにも、機関投資家や証券アナリストへの説明会の開催、個人投資家向けのIR活動の推進により株主との長期安定的な信頼関係の構築に努めてまいります。

### ( ) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

平成22年6月29日開催の当社第83期定時株主総会に基づき更新いたしました当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を平成25年6月27日開催の第86期定時株主総会における株主の承認により内容を一部改定のうえ、新たな対応方針（以下「本プラン」といいます。）として更新しております。（本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載されている平成25年5月28日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について」に開示しております。）

当社の取組みが、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

### ( ) ( )の取組みについて

「第4次中期経営計画」に掲げました施策に関する当社の取組みは、究極的にはステークホルダー全体の利益を実現するための施策として当社経営陣に課せられた課題であると考えておりますので、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位を維持することを目的とするものでもありません。

執行役員制度、取締役の1年任期制、社外取締役の増員、社外監査役による取締役の業務執行監査については、いずれも適正な業務執行を担保するために導入したものであり、株主共同の利益を害することにはなりませんし、また当社の会社役員の地位を維持するためのものでもありません。

機関投資家や証券アナリストへの説明会の開催、個人投資家向けのIR活動の推進についても、株主共同の利益を害するものではなく、投資家の判断に資することを目的として行おうとするものですので、当社の会社役員の地位を維持するものでもないと考えております。

( ) ( )の取組みについて

本プランは、以下のような点から、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないものと考えております。

- (a) 本プランの内容は、大規模買付者に対して事前に大規模買付情報の提供及び大規模買付行為の是非を判断する時間を確保することを求めることによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて株主の適切な判断を可能とするものです。したがって、株主共同の利益を害するものではなく、基本方針に沿う内容となっております。
- (b) 本プランにおいて、対抗措置が発動される場合としては、大規模買付者が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合や、当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定しております。このように、対抗措置の発動は当社の企業価値及び株主共同の利益に適うか否かという観点から決定することとしておりますので、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の状態の維持を目的としないものとしております。
- (c) 本プランにおいては、独立性の高い社外者を構成員とした独立委員会を設置し、対抗措置の発動を当社取締役会が判断するにあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、当社取締役会において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができるものとしております。このように、対抗措置を発動できる場合か否かの判断について、当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みを備える内容となっており、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものでもないといえます。

本プランは、更新後3年毎に、本プランの期間更新又は廃止について、定時株主総会の議案として上程し、株主に対して本プランの継続の是非を直接判断いただくこととしております。また、取締役の任期を1年としていることを前提として、毎年、定時株主総会における取締役の選任議案に各取締役候補者の本プランに関する賛否を記載するとともに、定時株主総会后、最初に開催される取締役会において、株主より選任された取締役が本プランの継続又は廃止の決議を行い、決議結果を速やかに株主及び投資家へ開示することとしております。

このように、本プランの継続については、株主の意思が直接反映されるよう努めており、株主共同の利益を害することのないよう、また、当社の会社役員の状態の維持につながることを努めております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、173百万円であります。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	34,200,000
計	34,200,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,561,060	8,561,060	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	8,561,060	8,561,060		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日		8,561		6,609		744

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成27年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 95,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,447,600	84,476	
単元未満株式	普通株式 18,060		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	8,561,060		
総株主の議決権		84,476	

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有のものであり、同じく「単元未満株式」欄に5株当社保有株式が含まれております。
2. 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が600株含まれておりますが、全て名義書換失念株式であります。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。
3. 平成26年6月26日開催の第87期定時株主総会の決議により、平成26年10月1日を効力発生日として、10株を1株にする株式併合及び1,000株を100株にする単元株式数の変更を実施しております。
4. 「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」による「カワイ従業員持株会信託」が所有する当社株式194,300株(議決権1,943個)を「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

## 【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社河合楽器製作所	静岡県浜松市中区寺島町 200番地	95,400		95,400	1.11
計		95,400		95,400	1.11

- (注) 1. 平成26年10月1日付で10株を1株にする株式併合を実施しております。
2. 上記には「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」による「カワイ従業員持株会信託」が所有する当社株式194,300株を含めておりません。
3. 当第1四半期会計期間末現在の自己株式数は95,457株であります。また当第1四半期会計期間における四半期連結財務諸表において、「カワイ従業員持株会信託」が所有する当社株式187,600株を自己株式として計上しております。

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。



## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、明治監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	7,993	8,452
受取手形及び売掛金	7,056	5,704
商品及び製品	4,752	5,243
仕掛品	1,321	1,500
原材料及び貯蔵品	1,870	1,874
繰延税金資産	565	540
その他	1,619	1,955
貸倒引当金	187	191
<b>流動資産合計</b>	<b>24,992</b>	<b>25,079</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物（純額）	5,428	5,362
機械装置及び運搬具（純額）	2,744	2,644
土地	6,456	6,439
その他（純額）	916	902
<b>有形固定資産合計</b>	<b>15,545</b>	<b>15,348</b>
<b>無形固定資産</b>		
のれん	427	400
その他	909	914
<b>無形固定資産合計</b>	<b>1,337</b>	<b>1,314</b>
<b>投資その他の資産</b>		
繰延税金資産	423	412
その他	3,109	3,159
貸倒引当金	202	199
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>3,330</b>	<b>3,372</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>20,213</b>	<b>20,034</b>
<b>資産合計</b>	<b>45,205</b>	<b>45,114</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	4,576	4,574
短期借入金	2,709	2,717
未払法人税等	329	187
賞与引当金	843	296
製品保証引当金	70	67
その他	4,339	5,426
<b>流動負債合計</b>	<b>12,868</b>	<b>13,269</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	2,185	2,034
環境対策引当金	44	44
退職給付に係る負債	10,667	10,814
資産除去債務	651	642
その他	506	497
<b>固定負債合計</b>	<b>14,055</b>	<b>14,033</b>
<b>負債合計</b>	<b>26,923</b>	<b>27,303</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	6,609	6,609
資本剰余金	744	744
利益剰余金	11,484	11,119
自己株式	637	621
株主資本合計	18,200	17,852
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	342	382
為替換算調整勘定	1,162	914
退職給付に係る調整累計額	1,468	1,381
その他の包括利益累計額合計	36	84
非支配株主持分	45	43
純資産合計	18,281	17,811
負債純資産合計	45,205	45,114

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
売上高	15,017	15,490
売上原価	11,500	11,687
売上総利益	3,517	3,802
販売費及び一般管理費	3,509	3,791
営業利益	8	11
営業外収益		
為替差益	4	153
その他	61	58
営業外収益合計	66	212
営業外費用		
支払利息	14	11
売上割引	21	20
寄付金	10	17
その他	20	18
営業外費用合計	66	68
経常利益	8	155
特別利益		
固定資産売却益	-	2
受取補償金	32	5
特別利益合計	32	8
特別損失		
固定資産除却損	11	6
固定資産売却損	-	2
特別損失合計	11	8
税金等調整前四半期純利益	28	155
法人税等	196	140
四半期純利益又は四半期純損失( )	167	14
非支配株主に帰属する四半期純損失( )	2	1
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失( )	165	16

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失( )	167	14
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	30	40
為替換算調整勘定	246	228
退職給付に係る調整額	77	86
持分法適用会社に対する持分相当額	3	18
その他の包括利益合計	140	120
四半期包括利益	308	105
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	304	103
非支配株主に係る四半期包括利益	3	1

## 【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、  
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)  
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 2項(4)、連結会計基準第44 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当第1四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響額はありません。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

なお、信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益、信託が保有する株式に対する当社からの配当及び信託に関する諸費用の純額を資産又は負債に計上しております。

取引の概要

当社は、平成26年9月17日開催の取締役会決議に基づき、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」(以下「本プラン」という。)を導入しております。

本プランは、「カワイ従業員持株会」(以下「持株会」という。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「カワイ従業員持株会信託」(以下「E-Ship信託」という。)を設定し、E-Ship信託は、今後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、借入金を原資として予め取得します。その後は、E-Ship信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点でE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。

なお、当社は、E-Ship信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落によりE-Ship信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE-Ship信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度 477百万円、194千株、当第1四半期連結会計期間 461百万円、187千株であります。

総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度 484百万円、当第1四半期連結会計期間 484百万円

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
減価償却費	340百万円	374百万円
のれんの償却額	26	26

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	380	4.5	平成26年3月31日	平成26年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	380	45	平成27年3月31日	平成27年6月26日	利益剰余金

(注)配当金の総額には、野村信託銀行株式会社(カワイ従業員持株会信託)が保有する当社の株式に対する配当金 8  
百万円を含めております。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)3
	楽器	教育 関連	素材 加工	情報 関連	計				
売上高									
外部顧客への売上高	8,087	3,852	2,617	418	14,976	41	15,017		15,017
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0		81	92	173	43	217	217	
計	8,087	3,852	2,699	511	15,150	85	15,235	217	15,017
セグメント利益又は 損失( )	121	39	175	65	27	5	22	13	8

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、金融関連事業及び保険代理店事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 13百万円には、セグメント間取引消去 14百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 28百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)3
	楽器	教育 関連	素材 加工	情報 関連	計				
売上高									
外部顧客への売上高	8,658	3,844	2,556	385	15,444	46	15,490		15,490
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0		92	84	176	42	219	219	
計	8,658	3,844	2,648	470	15,620	89	15,710	219	15,490
セグメント利益又は 損失( )	152	22	212	62	19	5	14	3	11

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、金融関連事業及び保険代理店事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 3百万円には、セグメント間取引消去 17百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 20百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。



## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
1株当たり四半期(当期)純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額( )	19円58銭	1円97銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 又は親会社株主に帰属する四半期純損失(百万円) 金額( )	165	16
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四 半期純利益金額又は親会社株主に帰属す る四半期純損失金額( )	165	16
普通株式の期中平均株式数(千株)	8,466	8,275

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 平成26年10月1日付で10株につき1株の割合で株式併合を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額を算定しております。
3. 株主資本において自己株式として計上されている「カワイ従業員持株会信託」に残存する自社の株式は、1株当たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり四半期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当第1四半期連結累計期間は190,633株であります。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 8月 7日

株式会社 河合楽器製作所  
取締役会 御中

### 明治監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 寺 田 一 彦 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 塚 越 継 弘 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 片 岡 誠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社河合楽器製作所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社河合楽器製作所及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。